

須坂市農業委員会 令和4年3月総会 議事録

- 1 招集 令和4年3月28日(月) 午後3時
- 2 開会 令和4年3月28日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和4年3月28日(月) 午後3時47分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

| | | | | | | | | |
|--------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|
| 会長 | 14番 | 神林利彦 | 農業委員 | 6番 | 上原昌雄 | 推進委員 | 15番 | 丸山輝幸 |
| 会長職務代理 | 13番 | 田中郁男 | 〃 | 7番 | 市村修一 | 〃 | 16番 | 坂田学 |
| 農業委員 | 1番 | 原千賀子 | 〃 | 9番 | 春原博 | 〃 | 17番 | 春原等 |
| 〃 | 2番 | 松田かよ | 〃 | 10番 | 小林昇 | 〃 | 18番 | 中村嘉博 |
| 〃 | 3番 | 神林秀明 | 〃 | 11番 | 山岸幸子 | 〃 | 19番 | 櫻井清一 |
| 〃 | 4番 | 返町惇 | 〃 | 12番 | 神林清治 | 〃 | 20番 | 竹前清孝 |
| 〃 | 5番 | 小林郁雄 | 〃 | | | 〃 | 21番 | 大澤敏志 |

- 6 欠席した農業委員 8番 斎藤 稔
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定について

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会3月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、斎藤委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 依然として終息の兆しが見えない新型コロナ禍の中で、農作業等も忙しくなる中、3月総会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。

また、先ほどの非農地の審議にあたっての現地視察は大変ご苦勞様でした。

本日の総会は令和3年度最後の総会でもあり、久しぶりに推進委員さんも加わる中で、活気が感じられるところですが、慎重審議をお願いするとともに、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

議長

3月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。
それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、4番返町惇委員、5番小林郁雄委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数5件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13番

No.3ですが、以前、個人名義で遊休農地を中心に取得され、農地への再生したのですが、法人を設立して農業をしたいということで、まずは個人から法人へ賃借権の設定をするものです。まだ収益的なものは厳しいようですが、きちんと耕作管理をされていますし、ゆくゆくは法人として農地を取得されて地域に貢献したいとのこと。

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5番

No.3の事業計画及び農地適格法人の要件を満たしているかを教えてください。

事務局

(申請書及び営農計画書により説明。)

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございませうか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第38号の5件について、許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手多数であります。

よって、議案第38号の5件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数42件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.21までの21件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

議長

推進委員さんで何かございませうか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第39号のNo.1からNo.21までの21件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第39号のNo.1からNo.21までの21件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第39号のNo.22からNo.32までの11件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 39 号のNo.22 からNo.32 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 39 号のNo.22 からNo.32 までの 11 件については、決定とすることに
決しました。

議長 次に、議案第 39 号のNo.33 からNo.42 までの 10 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 39 号のNo.33 からNo.42 までの 10 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 39 号のNo.33 からNo.42 までの 10 件については、決定とすることに
決しました。

議長 次に、議案第 40 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の決定について」
審議件数 1 件について審議いたします。
なお、本件につきましては、全 251 筆の審議になりますが、一括して審議させて
いただきます。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番 事務局 これは抵当権の有無などは調査しているのですか。
調査済です。そのほか、利用権なども調査しておりまして、こちらの方は解約等
をしていただくこととなります。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 40 号の 1 件について、非農地と決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願
います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 40 号の 1 件については、非農地と決定とすることに決しました。
以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 2
件、報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数
1 件について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、3 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。